

2024年6月25日

各位

THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社
代表取締役会長兼社長 田邊 勝己
(コード番号：3823 東証スタンダード)
問合せ先：取締役副社長 橋本 直樹
電話番号：(03)4405-5460

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令の勧告についてのお知らせ

当社は、2023年10月16日付「2023年8月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」にて公表いたしましたとおり、証券取引等監視委員会より金融商品取引法に基づく開示検査を受けておりました。当社としては、特別調査委員会を設置し、当社の開示に関して訂正報告書を提出すべき明らかな事項は認められない旨の最終報告書を受領しておりました。また、証券取引等監視委員会の調査についても真摯に協力してまいりました。

本日15時30分、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、約5年前の当社の2019年8月期仮想通貨取引所関係のソフトウェア仮勘定の資産計上に関し、下記のとおり訂正報告書の提出命令及び44百万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされたので、お知らせいたします。

当該勧告については、当社としては見解の相違と考えており、証券取引等監視委員会に対する説明をご理解頂けなかったことは残念に思います。なお、当社は、既に当該仮想通貨取引所関係のソフトウェアを2020年8月期に全額損失計上しております。また、課徴金納付額の金額の点からは、当社の財務状況に、債務超過になる等の重要な影響はないと判断しています。

当社としては、金融庁からの通知内容をよく検討し、不服申立の可能性も含めて慎重に判断し、適切に対応して参ります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

課徴金納付命令の勧告の対象となった有価証券報告書等

(1) 有価証券報告書

第15期(2019年8月期) (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(2) 四半期報告書

第15期(2019年8月期) 第3四半期(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)

(3) 有価証券届出書

2020年5月28日提出有価証券届出書

以上